

鳥栖地区広域市町村圏組合 第10期介護保険事業計画策定支援業務
プロポーザル実施要領

1. 目的

介護保険事業計画は、各保険者が行う介護保険事業に係る円滑な実施に関する計画であり、国が定める介護保険法に係る介護保険事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（基本指針）に即して、3年ごとに定めることとされている。令和8年度は、第10期事業計画の策定年度にあたり、これまでの実績を踏まえつつ、制度改正に対応した令和9年度から令和11年度を計画期間とする鳥栖地区広域市町村圏組合第10期介護保険事業計画を策定する必要がある。

コンサルタント事業者の協力・支援により計画を円滑に作成するため、当組合とのコンタクトが十分にとれ、情報収集・分析に優れ、実績と経験のある事業者と契約を締結する必要がある。よって事業者の選定を公募型プロポーザル方式により行うものである。

2. 業務概要

(1) 業務名

鳥栖地区広域市町村圏組合第10期介護保険事業計画策定支援業務

(2) 提案上限額

6,644,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 参加資格要件

プロポーザルに参加できるものは、次の各号に掲げる資格を有する者に限る。

- (1) 公告日において鳥栖地区広域市町村圏組合の構成市町である鳥栖市において入札参加資格参加者名簿に登録されていること。
- (2) 参加申込書及び企画提案書の提出日において、鳥栖地区広域市町村圏組合の構成市町（鳥栖市、基山町、上峰町、みやき町）において入札参加資格停止（指名停止）を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当するものでないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていないこと。

- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 国税、都道府県税及び市町村民税に滞納がないこと。

4. 企画提案書の内容

- (1) 企画提案書は、国が定める介護保険法やその改正等に即して、鳥栖地区広域市町村圏組合圏域及び日常生活圏域の地域特性を十分にふまえた企画であること。
- (2) 企画提案書には、以下の内容を必ず示すものとする。（A4判、様式自由）
 - ① 今回の事業計画の着目点（制度改正内容、給付費推計等のポイント）
 - ② 作業手順
 - ③ 業務内容
 - ④ 作業体制
 - ⑤ 作業スケジュール（作業時期・内容等）
 - ⑥ 成果品のイメージ（見た目及び表現で工夫している点等）
- (3) 企画提案書の補足資料として次の資料を提出する。
 - ① 業務実施体制調書（様式第2号）
 - ② 介護保険事業計画策定支援業務実績（様式第3号）
 - ③ 会社のセールスポイント（様式自由）
 - ④ 見積書（様式自由）

5. 参加申込書及び企画提案書の提出

(1) 提出書類及び必要部数

プロポーザル参加者の提出する企画提案書は、各参加者1案に限るものとし、次の書類を提出するものとする。

- ① 参加申込書兼誓約書（様式1）：1部
- ② 企画提案書：原本1部、副本9部、電子データ1部（CD-R）
- ③ 企画提案書の補足資料：同上
- ④ 企画提案説明会資料：動画ファイル1部（DVD-R）

※動画ファイルはMPEG4若しくはWMVの2種類とし、説明時間は20分程度とする。

※動画ファイルを直接電子メールやオンラインストレージを用いて送付することや再提出は認めないものとする。

※副本については提案者名がわからないようにマスキング処理等をすること。

※提出された企画提案書等は返却しない。

(2) 提出期限

提出期限は、令和8年3月13日（金）17時までとする。（必着）

直接持参する場合は、土・日曜日及び祝日を除く平日の8時30分から17時までとする。

(3) 提出先及び問合せ先

〒841-0037 佐賀県鳥栖市本町3丁目1494-1

鳥栖地区広域市町村圏組合 介護保険課 給付係

TEL 0942-81-3317 FAX 0942-81-3316

6. 質疑応答

(1) 企画提案書等の作成及び提出に関して質問のある場合は、質問書（様式第4号）にて令和8年3月3日（火）17時までにメールにより鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険課給付係（kyufukakari@ktarn.jp）に提出するものとする。

(2) 上記質問に対する回答は、令和8年3月5日（木）17時までに質問書に記載された宛先にメールで送付し、ホームページに掲載する。

7. 業者の選定

(1) 選定については、介護保険事業計画策定支援業務委託業者選定委員会において書類による審査及び企画提案説明会（1社あたり20分程度）を行い、優先交渉権者1社を選定する。企画提案説明会は、企画提案内容の説明動画を格納した電子媒体の提出に代えて行う。

企画提案に対する質疑応答については、別日を定め、一斉に送信し、一定期間内にメール若しくはFAXで回答する形式をとる。期日については別途通知する。

(2) 選定基準

| | 評価項目 | 評価の視点 |
|---|--------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1 | 業務実施体制 | ・当該業務を受注した場合、業務遂行に十分な実施体制を有しているか |
| 2 | 業務実績 | ・介護保険事業計画策定業務の実績を十分に有しているか |
| 3 | 提案内容 | ・当組合の圏域ごと及び組合全体の地域実情を理解し、国の指針等に柔軟に対応できる計画策定の提案になっているか ・業務仕様書を踏まえ、実行可能なスケジュールが提示されているか ・アンケートの調査結果、サービス量の推計、給付実績、 |

| | | |
|---|------|---------------------------------------------------------------------|
| | | 認定者数等を的確に分析・検証できるノウハウを十分に有しているか ・住民等にわかりやすく伝えられるような計画書の構成になっているか |
| 4 | 独自提案 | ・事業計画に係る独自の視点・提案等で有益かつ実効的な提案があるか |
| 5 | 見積価格 | ・提案内容から、適正な見積価格となっているか |

(3) 選定の結果

- ① 審査の結果、評価点の合計が最も高い者を優先交渉権者とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に定める随意契約の手続きを行う。なお、その際には優先交渉権者は改めて見積書を提出するものとする。優先交渉権者と合意に至らない場合は、次に評価点の合計が高い者から順に交渉を行う。
- ② 評価点の合計点が満点の6割に満たない場合は、優先交渉権者として決定しない。
- ③ 評価点の合計が最も高い者が複数の場合は、見積金額が低い者を優先交渉権者に決定する。見積金額が同じ場合は、くじ引きにより決定する。
- ④ 選定結果は、企画提案書提出者全てに通知し、当組合ホームページに優先交渉権者の名称及び点数、次点交渉権者の名称、評価者の人数を公表する。
- ⑤ 審査の結果に関する異議申し立てや質問、採点結果の公表については一切応じない。

8. 失格条件

- (1) 参加資格要件を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合。
- (3) 審査結果に影響を与えるよう、公正性を害する行為があった場合。
- (4) 見積額が提案上限額を超えている場合。

9. 企画提案の経費

プロポーザル参加者の企画提案書等の作成及び提出に要した経費については、支払わないものとする。

10. 介護保険事業計画策定支援業務の委託

(1) 契約締結日

令和8年4月3日（金）《予定》

(2) 業務期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

(3) 業務内容

①業務内容は、別紙仕様書のとおり

②業務の遂行にあたっては、次の点に留意する。

ア 法改正の趣旨等を十分踏まえた内容とすること

イ 構成市町の老人福祉計画などの諸計画との一体性を持つこと

(4) その他

高齢者要望等実態調査結果データ等の必要なデータは、委託先へCD-Rにより提供する。

スケジュール

| 項目 | 日程 | 備考 |
|--------------------|---------------|--------------|
| 1 公募開始 | 令和8年2月20日 | HPに掲載 |
| 2 質問書の提出期限 | 令和8年3月3日 | メール及びFAXにて提出 |
| 3 質問書への回答 | 令和8年3月5日 | HPに掲載 |
| 4 参加申込書・企画提案書の提出期限 | 令和8年3月13日 | 持参又は郵送（必着） |
| 5 プレゼンテーション及び審査 | 令和8年3月16日 | 説明動画による |
| 6 質問があった場合の業者の回答期限 | 令和8年3月19日 | |
| 7 審査結果の通知 | 令和8年3月24日（予定） | HPに掲載 |
| 8 業務委託契約締結 | 令和8年4月3日（予定） | |